

国土総合開発特別委員会議録第一号

本委員は昭和三十一年二月二十七日
(月曜日)議長の名で次の通り選任さ
れた。

植木庚子郎君 川村善八郎君
笹山茂太郎君 志賀健次郎君
篠田 弘作君 首藤 新八君
薄田 美朝君 瀬戸山三男君
南條 徳男君 橋本 龍伍君
林 唯義君 廣川 弘禪君
松浦周太郎君 松田 鐵藏君
廣川 重次君 渡邊 良夫君
北山 愛郎君 小 平 忠君
竹谷源太郎君 芳賀 貢君
三宅 正一君 門司 亮君
森 三樹二君 渡邊 惣藏君
岡田 春夫君

会 議

昭和三十一年二月二十八日(火曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

植木庚子郎君 笹山茂太郎君
志賀健次郎君 篠田 弘作君
首藤 新八君 薄田 美朝君
瀬戸山三男君 林 唯義君
廣川 弘禪君 松浦周太郎君
松田 鐵藏君 廣川 重次君
小 平 忠君 竹谷源太郎君
芳賀 貢君 三宅 正一君
渡邊 惣藏君

出席政府委員

出府大臣 正力松太郎君
出府政府委員 白波瀨米吉君
政務次官

北海道開 田上 辰雄君
発庁次長
総理府事務官
(北海道開発庁)
企画室主幹 柏原益太郎君

二月二十七日

北海道開発公庫法案(内閣提出第六
三三三号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
委員長及び理事の互選
北海道開発公庫法案(内閣提出第六
三三三号)

〔首藤新八君委員長席に着く〕

○首藤委員 これより会議を開き
ます。

私が年長者でありますから、委員長
が選任されるまで、規則第一百一条第四
項により、委員長の職務を行います。
これより委員長の互選を行います。

○篠田委員 動議を提出いたします。
委員長の互選は、投票を用いず、廣川
弘禪君を委員長に推薦したいと思
います。

○首藤委員 ただいま篠田弘作君より
提出されました動議に御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○首藤委員 御異議なしと認めます。
よって廣川弘禪君が委員長に御当選に
なりました。(拍手)

委員長廣川弘禪君に本席を譲り
ます。

〔廣川弘禪君委員長席に着く〕

○廣川委員長 よろしく御願いたし
ます。

○廣川委員長 これより理事の互選を
行います。理事の員数及び互選の方法
についてお諮りいたします。

○篠田委員 動議を提出いたします。
理事は、その数を七人とし、委員長に
おいて御指名あらんことを望みます。

○廣川委員長 ただいま篠田君より提
出されました動議に御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○廣川委員長 御異議なしと認めま
す。よって動議のごとく決しました。

それでは

志賀健次郎君 薄田 美朝君
篠田 弘作君 松浦周太郎君
松田 鐵藏君 北山 愛郎君
渡邊 惣藏君

以上の七名の諸君を理事に指名いた
します。

○廣川委員長 この際北海道開発公庫
法案を議題といたし、政府より提案理
由の説明を求めます。正力國務大臣。

目次

北海道開発公庫法案
北海道開発公庫法

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―
第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十
三条)

第四章 會計(第二十四条―第三
十二条)

第五章 監督(第三十三条―第三
十五条)

第六章 補助(第三十六条)

第七章 罰則(第三十七条―第三
十九条)

附則

第一章 総則

第一条 北海道開発公庫は、北海道
における産業の振興開発を促進
し、国民経済の発展に寄与するた
め、長期の資金を供給すること等
により、民間の投資及び一般の金
融機関が行う金融を補充し、又は
奨励することを目的とする。

(法人格)

第二条 北海道開発公庫(以下「公
庫」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を札幌市に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受け
て、必要な地に從たる事務所を置
くことができる。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、十億円と
し、政府が産業投資特別会計から
その全額を出資する。

(登記)

第五条 公庫は、政令で定めるとこ
ろにより、登記しなければならな
い。

2 前項の規定により登記を必要と

する事項は、登記の後でなければ、
これをもつて第三者に対抗する
ことができない。

(名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、北海道開
発公庫という名称又はこれに類す
る名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第
八十九号)第四十四条(法人の不法
行為能力)及び第五十条(法人の住
所)の規定は、公庫について準用
する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公庫に、役員として、理事
長一人、理事三人及び監事二人を
置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、公庫を代表し、
その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところ
により、公庫を代表し、理事長を
補佐して公庫の業務を掌理し、理
事長に事故があるときはその職務
を代理し、理事長が欠員のときは
その職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査す
る。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、主務大
臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認
可を受けて任命する。

(役員の任期)

2 理事は、理事長が主務大臣の認
可を受けて任命する。

第十一條 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができ

3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならぬ。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員が欠格事項)

第十二條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

(役員が兼職禁止)

第十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四條 公庫と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 理事長は、公庫の職員のうちから、公庫の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六條 公庫の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七條 役員及び職員は、刑法

(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)

第十八條 公庫は、役員及び職員に對する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九條 公庫は、第一条の目的を達成するため、北海道において次に掲げる事業を営む者で当該事業に係る設備(船舶及び車両を含む)の取得、改良又は補修に伴い長期の資金を必要とするものに対して、当該資金の出資若しくは融通又は当該資金に係る債務保証の業務を行う。

一 石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業

二 農林畜水産物の加工度の高い工業

三 鉱業及び製錬業

四 産業の振興開発に係る交通運輸業

五 前各号に掲げるもののほか、産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの

(業務方法書)

第二十條 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。

(出資及び債務保証の限度)

第二十一條 公庫は、第十九條の規定による出資の額の総額と同額の規定による保証に係る債務の現在額の合計額が第四条に規定する資本金の額をこえることとなる場合には、新たに出資又は債務保証をしてはならない。

(業務の委託)

第二十二條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に對し、その業務の一部を委託することができ

2 前項の規定により公庫の業務の委託を受けた金融機関(以下「受託者」という)の役員及び職員であつて当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業計画及び資金計画)

第二十三條 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第四章 会計

(予算及び決算)

第二十四條 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十五條 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する會計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する會計については、政令で定める。

(借入金)

第二十六條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をすることができ

2 政府は、公庫に對し資金の貸付をすることができ

3 公庫は、第一項に規定する場合を除くほか、資金の借入をしてはならない。

(債券の発行)

第二十七條 公庫は、資本金の額の二十倍に相当する金額を限度として、北海道開発債券(以下「債券」という)を発行することができる。ただし、その発行した債券の借換のためには、一時その限度をこえて債券を発行することができる。

2 公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公庫は、主務大臣の認可を受け

て、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債券保証)

第二十八條 政府は、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還及び利息の支払について保証をすることができ

(余剰金の運用等)

第二十九條 公庫は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 國債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付等)

第三十條 公庫は、業務を行うため必要があるときは、受託者に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を銀行に預け入れることができる。

(會計帳簿)

第三十一条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第三十二条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

第三十三条 公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(役員解任)

第三十四条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができ、

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、
二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき、
三 破産の宣告を受けたとき、
四 心身の故障により職務を執ることができないとき、

(報告及び検査)

第三十五条 主務大臣は、この法律

を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者に對して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

第七章 罰則

第三十七条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき、

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき、

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき、
四 第二十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき、
五 第三十三條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき、

第三十九條 第六條の規定に違反して北海道開発公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(設立の手續)
2 主務大臣は、第十條第一項の例により、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の設立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対して出資金の払込の請求をしなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込があつた日(出資金が分割して払い込まれる場合においては第一回の払込があつた日)において、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

9 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。
(北海道開発法の所掌事務の範囲及び権限)
第五條 北海道開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基く事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたること。
二 北海道開発公庫を監督すること。

(大蔵省設置法の改正)
10 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。
六の二 北海道開発公庫を監督すること。

(登録税法の改正)
11 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條各号、別記以外の部分中「第二号ノ六」を「第二号ノ七」に改め、同条中第二号ノ七を第二号ノ八とし、第二号ノ六を第二号ノ七とし、第二号ノ五の次に次の一号を加える。
二ノ六 北海道開発公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)
12 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第五号ノ四の次に次の一号を加える。
五ノ四ノ二 北海道開発公庫ノ為ニスル証券、帳簿

(所得税法の改正)
13 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第五号中「及び中小企業金融公庫」を、「中小企業金融公庫及び北海道開発公庫」に改める。

(法人税法の改正)
14 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「中小企業金融公庫」の下に、「北海道開発公庫」を加える。

(地方税法の改正)
15 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「中小企業金融公庫」の下に「北海道開発公庫」を加える。

（国庫出納金等端数計算法の改正）

16 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中小企業金融公庫」の下に「北海道開発公庫」を加える。

（予算執行職員等の責任に関する法律の改正）

17 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「中小企業金融公庫」の下に「北海道開発公庫」を加える。

（公庫の予算及び決算に関する法律の改正）

18 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び中小企業金融公庫」を「中小企業金融公庫及び北海道開発公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「限度額」を「限度額及び北海道開発公庫にあつては北海道開発債券の発行の限度額」に改め、同条第三項中「及び附属雑収入」を「出資に対する配当金及び債務保証料（北海道開発公庫の場合に限る。）並びに附属収入」に改め、「恩給債券」の下に「北海道開発公庫にあつては北海道開発債券」を「支払保険金（住宅金融公庫の場合に限る。）」の下に「債務保証に係る弁済金」

（北海道開発公庫の場合に限る。）を加える。

○正力國務大臣 今回提出いたしました北海道開発公庫法案につきまして、その提案の理由及び法律案の要旨について御説明いたします。

御承知の通り、北海道の総合開発は第七回国会において制定を見ました北海道開発法の施行に伴い、昭和二十六年より実施して参りました結果、道、河川、港湾、電源等、基礎施設の整備につぎましては、かなりの進展を見ておりますが、これと並行して振興せらるべき諸産業につぎましては、北海道の持つ特殊な立地条件から資金の導入がなはだおくれしている状況にあります。従いまして、北海道における産業の振興をはかるためには、産業振興と、民間資金の呼び水的役割を果すところの投資とを兼ね行ふ機関を設置し、基礎施設の整備と相俟つて、企業の育成助長に役立たしめることがこの際緊要であると考えたのであります。以上のような理由から、北海道の産業に対する投資、融資及び債務の保証を行う機関として、北海道開発公庫を設置することを提案いたしました次第でございます。

次に本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、本公庫は北海道における産業の振興開発を促進するため、長期の資金を供給することによって、民間の投資と一般の金融機関が行う金融を補充し、または奨励することを目的としております。従つて本公庫は一般の金融機関と競合するものではありません。

またその行ふ業務は、融資のみならず投資と債務保証を行う点において、他の公庫と異なる特色を持っております。

第二に、本公庫の行う投資または債務保証の対象は、一、石炭または可燃性天然ガスの利用度の高い工業、二、農林水産物の加工度の高い工業、三、鉱業及び製練業、四、産業の振興開発にかかる交通運輸業、五、その他産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの、に範囲を限定されております。しかして本公庫の事業計画及び資金計画につきましては、四半期ごとに主務大臣の認可を受けさせることにいたしてあります。

第三に、本公庫の資本金は政府の産業投資特別会計からの出資金十億円でございますが、本公庫は特に資本金の二十倍を限度として北海道開発債券を発行し得ることになっております。またこの債券につきましては、その元本及び利子の支払いについて政府が保証できることになっております。しかし昭和三十一年度は、とりあえず十億円の資本金と、資金運用部特別会計からの借入金三十億円、政府保証に基づく債券発行による民間資金四十億円、合計八十億円を運用資金として本公庫を充足せしめる所存でございます。

第四に、本公庫は理事長一人、理事三人、監事二人を置き、理事長と監事は主務大臣が任命し、理事は理事長が主務大臣の認可を受けて任命することになっております。また主たる事務所

を札幌市に、従たる事務所を東京都に置くことに予定しております。

第五に、本公庫の予算及び決算に關しましては、他の公庫と同様、公庫の予算及び決算に関する法律が適用されることになっております。従いまして、本公庫の毎事業年度の予算につきましては、国会の御審議を願いますとともに、決算につきましては、会計検査院の検査を受けることとなっております。

第六に、本公庫に対する監督は内閣総理大臣及び大蔵大臣が主務大臣としてこれに当たるとし、主務大臣は本公庫の業務に關し、この法律案に定められた認可を行うこととともに、監督上必要な命令を発することができるとされております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします次第であります。

○廣川委員長 以上をもつて政府の提案理由の説明は終了いたしました。質疑その他の後は後日に譲ることといたします。

次会は明二十九日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十四時四十二分散会